

第84期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月29日(火曜日)
午前10時

開催場所 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズ
ビジネスタワー7階

■目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)5名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	12
第5号議案 取締役等(監査等委員である者を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	15
第6号議案 特定株主グループによる株式買増しの中止等要請に関する株主意思確認の件	20

添付書類

事業報告	29
連結計算書類	47
計算書類	49
監査報告書	51

(お願い)

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



代表取締役社長
高瀬 伸利

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに招集ご通知をお届けし、株主総会の議案及び事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

昨年から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、予断を許さない状況が続いておりますが、一日も早い収束を願っております。お亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様にご心遣いを込めて哀悼の意を表すとともに、罹患された方々の一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

建設業界は、政府建設投資は堅調に推移する一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により、民間建設投資は先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、持続可能な社会の実現に向けて、社会・環境の変化をとらえ、事業を通じて社会に価値を提供するため、本年5月に「中期経営計画2023」を策定いたしました。今後、全役職員が一丸となり各種施策を着実に実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

西松建設株式会社

代表取締役社長 高瀬 伸利

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階 当社 本社 <u>感染拡大防止の観点から座席の間隔を拡げるため、ご用意できる席数が例年より減少いたします。予めご了承ください。</u>

3 会議の目的事項

報告事項	1	第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
	2	第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案	剰余金処分の件
	第2号議案	定款一部変更の件
	第3号議案	取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件
	第4号議案	監査等委員である取締役1名選任の件
	第5号議案	取締役等（監査等委員である者を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
	第6号議案	特定株主グループによる株式買増しの中止等要請に関する株主意思確認の件

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nishimatsu.co.jp/>)より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・感染拡大防止の観点から座席の間隔を拡げるため、ご用意できる席数が例年より減少いたします。予めご了承ください。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。マスクを着用されない株主様は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方や体調不良と思われる方は、入場をお断りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。

(ご参考)議決権行使のご案内

株主の皆様の重要な権利である「**議決権**」をぜひご行使ください。

インターネットによる 議決権行使の場合



行使期限

**2021年6月28日
(月曜日)
午後5時30分まで**

次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください。

詳しくは次ページへ

書面(郵送)による 議決権行使の場合



行使期限

**2021年6月28日
(月曜日)
午後5時30分必着**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

株主総会に ご出席される場合



株主総会開催日時

**2021年6月29日
(火曜日)
午前10時**

株主総会当日は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。受付開始は、午前9時を予定しております。
なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

以上

◎株主総会招集ご通知添付書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nishimatsu.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、上記書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告書を作成する際に監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nishimatsu.co.jp/>)に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内



「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に!

「スマート行使」対応

- 1 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください(議決権行使コード(ID)及びパスワードのご入力不要です)。

「スマート行使」へのログインイメージ図



QRコードの読み取りのみでログイン完了
(ID・パスワードの入力不要)

- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、右記の「議決権行使ウェブサイト」による方法で再度ご行使いただく必要があります。

ご注意

- 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。



「議決権行使ウェブサイト」による方法

による方法

- 1 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード(ID)」及び「パスワード」にてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 議決権行使コード(ID)及びパスワード(株主様に変更されたものを含みます)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- 3 パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社よりおたずねすることはありません。
- 4 パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

- 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

- その他の株式事務に関するお問い合わせ先

 0120-768-524

(土・日・祝日を除く 9:00~21:00)

 0120-288-324

(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ 株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、永続的な発展に向けた経営基盤の強化のため、内部留保の充実を図りつつ、経営環境や業績を総合的に勘案しながら、配当性向を当期純利益の30%以上とし、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

当期につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

金銭

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 105円

総額 5,743,574,550円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

その他の剰余金の処分に関する事項

1

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

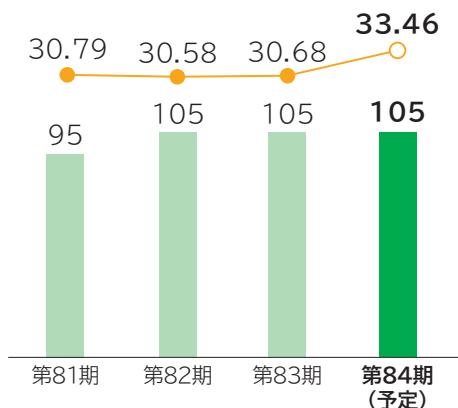
2

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

1株当たり配当金の推移

■ 期末配当 (円) ● 配当性向 (%)



※ 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しました。上記のグラフでは、第81期の期首に株式併合が行われたと仮定して表示しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当ができる旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第7章 計算	第7章 計算
(剰余金の配当)	(期末配当の基準日)
第38条 当社の <u>剰余金の配当</u> は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し行う。	第38条 当社の <u>期末配当の基準日</u> は、毎年3月31日とする。
(新設)	(中間配当)
第39条 (条文省略)	第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
	第40条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	たかせ のぶとし 高瀬 伸利	代表取締役社長 執行役員社長 人財戦略室長	16/16回 (100%)
2 再任	いっしき まこと 一色 真人	代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境品質本部長・ 環境・エネルギー事業担当	16/16回 (100%)
3 再任	こうの ゆういち 河埜 祐一	代表取締役 執行役員副社長 管理本部長 兼 人財戦略室副室長・IR担当	16/16回 (100%)
4 再任	さわい よしゆき 澤井 良之	取締役 専務執行役員 開発・不動産事業本部長	16/16回 (100%)
5 再任	はまだ かずとよ 濱田 一豊	取締役 常務執行役員 建築事業本部長	11/11回 (100%)



候補者番号 1 たか せ **高瀬** のぶ とし **伸利**

再任

- 生年月日 1957年9月14日生
- 取締役在任年数 10年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 8,000株
- 取締役会への出席状況 16/16回(100%)

● **略歴、地位及び担当**

1980年 4月	当社入社	2012年 4月	当社取締役 常務執行役員 関東建築支社長
2008年 7月	当社建築部長	2017年 4月	当社取締役 専務執行役員 関東建築支社長
2010年 4月	当社執行役員 建築施工本部長兼建築部長	2018年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長
2011年 4月	当社常務執行役員 建築施工本部長	2021年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長
2011年 6月	当社取締役 常務執行役員 建築施工本部長		人財戦略室長(現任)

● **重要な兼職の状況** 重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

高瀬伸利氏は、上記略歴のとおり豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2011年6月から取締役として経営に参画するとともに、2018年4月から代表取締役社長を務め、「社長プロジェクト」現場工務革新センター」を立ち上げるなど建設事業の進化に向けた取り組みを強力に推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、経営の監督の中心的役割を担う者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 2 いっし き **一色** ま こと **真人**

再任

- 生年月日 1959年4月10日生
- 取締役在任年数 5年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 6,100株
- 取締役会への出席状況 16/16回(100%)

● **略歴、地位及び担当**

1984年 4月	当社入社	2019年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長・新規事業担当
2014年 4月	当社執行役員 土木事業本部副本部長 兼土木事業企画部長	2020年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・ 新規事業担当
2016年 4月	当社専務執行役員 土木事業本部長	2021年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・ 環境・エネルギー事業担当(現任)
2016年 6月	当社取締役 専務執行役員 土木事業本部長		
2018年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長		

● **重要な兼職の状況** 重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

一色真人氏は、上記略歴のとおり豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2016年4月から土木事業本部長を務め、技術力の向上や総合評価案件における提案力の強化、外部折衝力の底上げによる収益力向上などに大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、土木事業に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 3 こうの ゆういち
河埜 祐一

再任

- 生年月日 1958年1月27日生
- 取締役在任年数 6年（本総会最終時）
- 所有する当社の株式数 22,780株
- 取締役会への出席状況 16/16回（100%）

● 略歴、地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2015年 4月	当社常務執行役員 管理本部長・IR担当
2005年 4月	当社経理部副部長	2015年 6月	当社取締役 常務執行役員 管理本部長・IR担当
2008年 4月	当社監査室部長兼経理部副部長	2018年 4月	当社取締役 専務執行役員 管理本部長・IR担当
2009年 3月	当社監査室長	2021年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 管理本部長兼人財戦略室副室長・IR担当（現任）
2009年 5月	当社総務部長		
2012年 4月	当社執行役員 社長室長		

- 重要な兼職の状況 重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

河埜祐一氏は、上記略歴のとおり豊富な経験・実績と財務会計及び企業統治に関する深い見識を有しており、2015年4月から管理本部長を務め、健全な財務体質の維持・継続やステークホルダーとの長期的かつ安定的で良好な関係の構築などに大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、財務会計及び企業統治に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 4 さわい よしゆき
澤井 良之

再任

- 生年月日 1958年2月17日生
- 取締役在任年数 11年（本総会最終時）
- 所有する当社の株式数 5,300株
- 取締役会への出席状況 16/16回（100%）

● 略歴、地位及び担当

1980年 4月	株式会社富士銀行入行	2011年 4月	当社取締役 常務執行役員 開発・不動産本部長
2006年 3月	株式会社みずほ銀行 執行役員 法人企画部長	2012年 4月	当社取締役 常務執行役員 開発・不動産事業本部長
2007年 4月	同行執行役員 法人業務部長	2019年 4月	当社取締役 専務執行役員 開発・不動産事業本部長（現任）
2008年 4月	同行執行役員 渋谷支店長		
2010年 6月	当社取締役		

- 重要な兼職の状況 重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

澤井良之氏は、上記略歴のとおり豊富な経験・実績と金融機関で培われた幅広い見識を有しており、2011年4月から開発・不動産本部長を務め、再開発事業並びに収益不動産事業の積極的展開やCRE事業推進による収益力の向上などに大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、金融及び不動産に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **5** はま だ か ず と よ
濱田 一豊

再任

- 生年月日 1963年12月23日生
- 取締役在任年数 1年(本総会終結時)
- 所有する当社の株式数 3,100株
- 取締役会への出席状況 11/11回(100%)

● **略歴、地位及び担当**

1987年 4月	当社入社	2019年 4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長兼建築部長
2014年 4月	当社建築事業企画部長	2020年 4月	当社常務執行役員 建築事業本部長
2016年 4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長兼 建築事業企画部長兼建築部長	2020年 6月	当社取締役 常務執行役員 建築事業本部長(現任)

● **重要な兼職の状況** 重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

濱田一豊氏は、上記略歴のとおり豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2016年4月から建築事業本部副本部長、2020年4月から建築事業本部長を務め、営業部門と施工部門の一体化による収益力の向上や選別受注による利益率の改善などに大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、建築事業に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 監査等委員会は、本議案について検討を行いました。その結果、監査等委員会としては、取締役の選任について株主総会で陳述すべき事項はありませんでした。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



すずき のりこ
鈴木 乃里子

新任

社外

独立

- 生年月日 1957年12月29日生
- 所有する当社の株式数 0株
- 社外取締役在任年数 —
- 監査等委員である取締役在任年数 —
- 取締役会への出席状況 —
- 監査等委員会への出席状況 —

● 略歴、地位及び担当

1981年 3月	監査法人中央会計事務所入社	2008年 10月	有限責任あずさ監査法人シニアマネジャー
1988年 1月	同事務所退職	2015年 9月	同監査法人退職
1989年 3月	中央クーパース・アンド・ライブランド 国際税務事務所(現PwC 税理士法人)入社	2015年 10月	有限責任あずさ監査法人 非常勤監査職員(2020年3月末契約終了)
1990年 5月	同事務所退職	2015年 10月	鈴木乃里子公認会計士事務所所長(現任)
1992年 10月	監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人)入社	2020年 4月	フロンティア不動産投資法人監督役員(現任)
1996年 4月	公認会計士登録	2020年 5月	一般社団法人日本交通協会監事(現任)

● 重要な兼職の状況 フロンティア不動産投資法人 監督役員、一般社団法人日本交通協会 監事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鈴木乃里子氏は、上記略歴のとおり、公認会計士としての専門的知識に加え、不動産業の会計に関する豊富な経験を有していることから、同氏には、当社の開発・不動産事業に関して財務・会計の観点から有益な提言をいただくことを期待しております。これらのことから、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人財と判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者として指名いたしました。

なお、同氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしていただけるものと判断しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先であるフロンティア不動産投資法人及び一般社団法人日本交通協会と当社との間に特別な関係はありません。

同氏が過去に在籍した法人と当社との間に特別な関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 鈴木乃里子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木乃里子氏は社外取締役候補者であります。
3. 鈴木乃里子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)取締役会の構成(予定)

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

地位	氏名	担当
代表取締役社長	高 瀬 伸 利	執行役員社長 人財戦略室長
代表取締役	一 色 眞 人	執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境品質本部長・ 環境・エネルギー事業担当
代表取締役	河 埜 祐 一	執行役員副社長 管理本部長 兼 人財戦略室副室長・IR担当
取締役	澤 井 良 之	専務執行役員 開発・不動産事業本部長
取締役	濱 田 一 豊	常務執行役員 建築事業本部長
取締役 (常勤監査等委員)	矢 口 弘	
社外取締役 (監査等委員)	三 野 耕 司	
社外取締役 (監査等委員)	菊 池 きよみ	
社外取締役 (監査等委員)	池 田 純	
社外取締役 (監査等委員)	鈴 木 乃里子	

（ご参考）社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役候補者が以下に該当する場合、当社との独立性がないものと判断する。

1 西松建設グループ関係者

- ・当社及び当社の子会社の出身者
- ・就任前直近5年間に於いて、配偶者・2親等以内の親族が当社の取締役、監査役、執行役員、経営幹部である者

2 主要な取引先との関係者

- ・当社の取引先で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、取引額が当社の連結売上高の2%以上を占める取引先の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者
- ・当社を主要な取引先とする会社で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、当社との取引額がその会社の連結売上高の2%以上である会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

3 主要な借入先との関係者

- ・直近事業年度の事業報告において、主要な借入先としている会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

4 弁護士や公認会計士等の関係者

- ・当社の会計監査人である監査法人の社員で、当社の監査を担当している者、又は就任前5年間にこれらに該当する者
- ・当社から就任前直近3年間に500万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士又はコンサルタント等、又は就任前5年間にこれらに該当する者（法人にあってはこれらに所属する者を含む）

5 寄付先との関係者

- ・当社が就任前直近3年間の平均で1,000万円を超える寄付をした大学や団体等に所属している者

6 主要株主

- ・議決権の10%以上の株式を保有する株主（株主が法人等である場合には、その取締役、経営幹部等である者）

7 その他

- ・取締役の相互派遣に該当する場合
- ・その他重要な利害関係が当社グループとの間に認められる場合

以 上

第5号議案

取締役等（監査等委員である者を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役等の報酬と当社の業績及び株価価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集ご通知18頁をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額360百万円以内）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役等に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は、5名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年3月末日で終了する事業年度から

2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、763百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定します。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式271,800株を上限に取得します。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、35,900ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は54,700ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(90,600株)は、ご参考として、2021年3月31日の終値2,808円を適用した場合、254,404,800円となります。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、当該取締役等に退任時まで付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、

「確定ポイント数」といいます。)

(6) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないものとします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(8)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のうち、決定方針の内容の概要を以下のとおり変更する予定であります。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のうち決定方針の内容の概要>

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成します。

基本報酬は、役位に基づき決定する固定報酬（月額報酬）とし、従業員の給与水準及び世間相場等を勘案して算定します。

業績連動報酬は、業績目標の達成度合いに応じて決定する変動報酬とし、ベースとなる業績連動報酬を役位別に設定し、これに業績連動係数を乗じて支給額を算定します。支給額算定のため企業価値向上に資する評価指標を役位・職名別に設定するものとし、「期首目標の達成度」及び「対前期業績」を年度毎に評価します。

業績連動報酬は、短期インセンティブとしての現金報酬と長期インセンティブとしての株式報酬に分けて支給します。現金報酬は毎年7月に賞与として支給するものとし、株式報酬は株式給付信託による換算ポイントを毎年6月に付与し、役員退任時に累積ポイント分の株式を支給します。

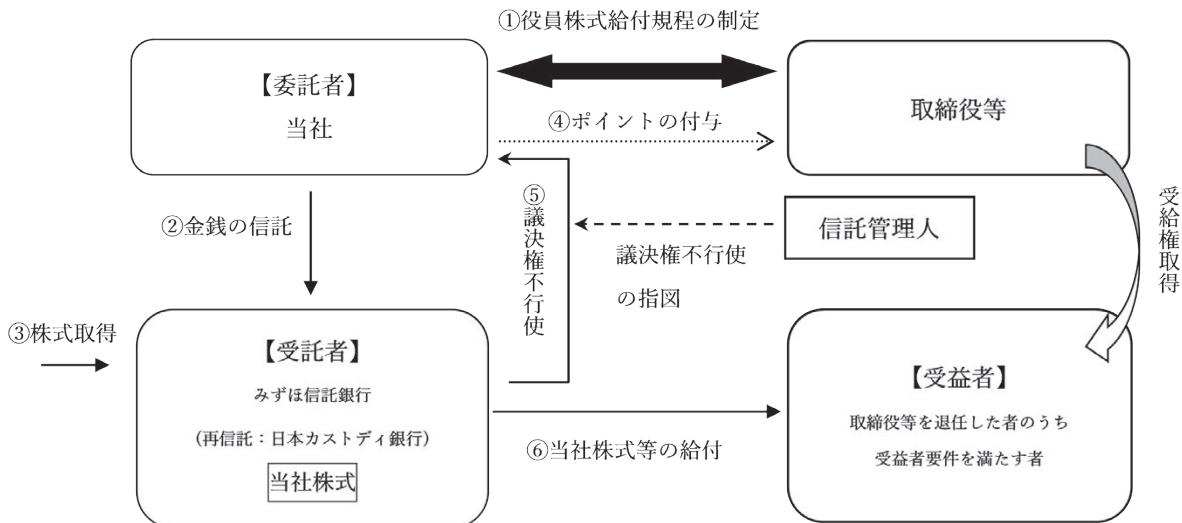
基本報酬と業績連動報酬の割合は、当社の経営戦略、事業環境、職責及び目標達成の難易度等を踏まえ、同業他社の動向を参考に、適切に設定します。また、業績連動報酬のうち、金銭報酬と株式報酬の割合は概ね1：1とします。なお、株式報酬には最低報酬額を設定するものとし、業績連動報酬の下限額と同額とします。

以上の方針に基づき取締役社長が作成した原案を指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定します（基本報酬は毎年3月、業績連動報酬は毎年6月に決定）。

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員以外の取締役の報酬及び世間相場等を勘案して監査等委員である取締役全員の協議により決定します。

（注） 監査等委員会は、本議案について検討を行いました。その結果、監査等委員会としては、取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入について株主総会で陳述すべき事項はありませんでした。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案につき承認を受けた範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第6号議案

特定株主グループによる株式買増しの中止等要請に関する株主意思確認の件

1. 本議案の要領

本議案は、当社が2021年5月20日付けで、特定株主グループ(以下に定義します。)によるこれ以上の株式買増し(以下に定義します。)に反対し、特定株主グループに対して、(a)以下の(i)から(iii)に定める当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除きます。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを要請(以下「本要請」といいます。)したことにつき、株主の皆様のご承認及びご賛同をお願いするものです。本議案については、特定株主グループ及び当社の取締役等(以下に定義します。)を除く出席株主の議決権の過半数の賛同によりご承認をいただきたく存じます。本議案は、本要請を行ったことについて株主の皆様のご意思を確認するものであって、いわゆる買収防衛策に当たるものではございません。当社としては、本議案について上記の出席株主の過半数の賛同によるご承認を得られた場合は、特定株主グループにおいて本要請を遵守していただけるものと確信しております。

なお、仮に上記の過半数の賛同によるご承認を得られなかった場合には、当社は、その時点をもって本要請を撤回いたします。

2. 本議案の詳細

本議案は、株式会社シティインデックスイレブンス(以下「シティ」といいます。)、株式会社エスグラントコーポレーション(以下「エスグラント」といいます。)、株式会社南青山不動産(以下「南青山不動産」といいます。)その他の村上世彰氏若しくは野村絢氏又はそれらの配偶者若しくは親族が直接又は間接に実質的に支配する会社又は団体、村上世彰氏及び野村絢氏並びにそれらの配偶者及び親族等(以下「特定株主グループ」と総称します。)が、以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為等を行うこと(以下、そのような行為等を行うことを「株式買増し」といいます。)に反対し、(a)以下の(i)から(iii)までに定める当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除きます。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを、2021年5月20日付けで特定株主グループに対して要請したことにつき、株主の皆様のご承認及びご賛同をお願いするものです。

- (i) 当社株券等¹について、特定株主グループの株券等保有割合²が25%超となる(仮に既に当該割合が25%を超えている場合には、当該割合を2021年5月21日午前0時時点における割合から増加させることになる)買付けその他の取得³
- (ii) 当社株券等⁴について、特定株主グループの株券等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株券等所有割合の合計が25%超となる(仮に既に当該割合が25%を超えている場合には、当該割合を2021年5月21日午前0時時点における割合から増加させることになる)買付けその他の取得⁷
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じ)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は、特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹(ただし、当社株式等につき特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が25%超となる(仮に既に当該割合が25%を超えている場合には、当該割合を2021年5月21日午前0時時点における割合から増加させることになる)ような場合)に限ります。)

3. 提案の理由

(1) 本議案を提案するまでの経緯

村上世彰氏が直接又は間接に実質的に支配するシティ及び(村上世彰氏の長女である)野村絢氏が、2020年4月24日付けで当社株式等に係る株券等保有割合が5%超となったことにつき大量保有報告書を提出して以降、特定株主グループは市場における大規模な当社株式等の買増しを続け、2021年5月10日に提出された大量保有報告書の変更報告書によれば、共同保有関係にあるシティ、エスグラント、南青山不動産及び野村絢氏の当社株式等に係る株券等保有割合は、合計で22.84%に達しています。そして、当社と村上世彰氏らとの対話の中で、村上世彰氏らから当社株式等の買増しについて上限は決めていない、3分の1は超えたい等といった発言がなされていることに鑑みると、今後も特定株主グループが市場での買増し等を継続する等、当社株式等の追加の買増し等を行う可能性は極めて高く、これにより、特に特定株主グループによる当社株式等に係る株券等保有割合が25%を超えた場合には、当社の従前の株主総会における議決権の行使状況に鑑みると、特定株主グループが当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有することになるなど、特定株主グループの当社の経営に対する影響力が一段と強くなる高度の蓋然性があると考えざるを得ません。

現に、当社は、2021年5月11日に公表した「中期経営計画2023」(以下「中期経営計画2023」といいます。))において、連結配当性向を継続的に70%以上とすることに加え、3年間で200億円以上の自社株買いを実施する、骨太な株主還元を打ち出すに至ったところ、特定株主グループは、それでは不足であるとして、当社に対して、当社の所有する不動産の売却等を原資として、最大で2000億円規模もの大規模な自社株買いを実施することを提案しております。しかしながら、当社の保有不

動産を一括売却した上で、最大2000億円の自社株買いを行った場合、財務状況が悪化し、当社は事業継続不可能な状態に陥ると考えられるなど、2000億円もの大規模な自社株買いは、当社の企業価値を大きく毀損するものと考えられます。

加えて、特定株主グループは、当該大規模な自社株買いの提案をするに際して、当社に対する持株割合を、当社が自社株TOBによる自社株買いを行った場合に一段と有利な税効果を楽しむことが可能となる(注:みなし配当益金不算入の割合が50%から100%になる)点を理由として、当社の発行済株式等の3分の1超(法人税法23条6項、法人税法22条の3参照)にまで高めたいと明言しており、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上及び一般株主の皆様様の利益よりも、特定株主グループが享受できる税務メリットを含めた短期的な利益(投資回収)に主眼を置いていることは明らかです。

また、特定株主グループは、当社の他、同様に建設業を営む大豊建設株式会社(以下「大豊建設」といいます。)の株式等を2021年4月15日時点において株券等保有割合で30.08%(議決権保有割合で約33.08%)、東亜建設工業株式会社の株式等を2020年10月9日時点において株券等保有割合で7.63%(議決権保有割合で約6.35%)、東洋建設株式会社の株式等を2021年1月6日時点において株券等保有割合で5.04%(議決権保有割合で約5.05%)、東急建設株式会社の株式等を2020年9月30日時点において議決権保有割合で2.90%保有する等、上場建設会社の株式の大量買集めを並行して行っており、建設業界における業界再編を企図しているとの報道等もなされています。実際に、特定株主グループは、当社に対して、上記のとおり、同グループが2021年4月15日時点で約33.08%の議決権を有し、その経営への影響力を高めている大豊建設(なお、2021年5月13日付けで公表された同社の取締役選任議案には、特定株主グループの訴訟代理人等を務めた弁護士が候補者として含まれています。)との間で、経営統合を含むM&Aを行うよう、繰り返し提案していたところです。

しかし、仮に当社と大豊建設が経営統合したとしても、当社にとって当該統合によるシナジーは見込みにくいものと解され、当社の企業価値向上に資するものではないと考えられますし、同様の評価は、特定株主グループが株式を保有する他の上場建設会社との統合等にも該当します。

従って、当社としては、中期経営計画2023に定めるとおり、異業種のパートナー企業との協業により、持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目指していくべきであると考えておりますが、上記の特定株主グループの当社に対する言動や現在の株式保有状況等を前提とすると、特定株主グループは、自らが株式を大量に保有する大豊建設と当社との統合を含むM&A取引を当社が行うことについて独自の強い利害を有しているため、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目的とした施策の実行に際して、当社の一般株主の皆様との間で、重大な利益相反関係を有しているものと考えられます。

加えて、特定株主グループは、当社の主力事業である建設事業について十分な知見を有する人材を擁していないだけでなく、現時点において、当社の経営への具体的な関与方針について何ら公表しないし説明しておらず、上記の自らのエグジットに直結する施策(自社株TOB及び大豊建設との経

営統合)を除き、当社の現経営陣との協議においても何ら十分な説明を全く行っていないことにも鑑みると、特定株主グループが株式買増しを続行し、当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有するに至るような状況は、当社の一般株主の皆様にとって強い強圧性を有するものと考えられます。また、上記のとおり、建設事業につき十分な知見を有する人材を擁していない特定株主グループが株式買増しを続行し、当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有するに至った場合には、自らの利益を優先し、当社の中長期的な企業価値や一般株主の皆様様の利益を蔑ろにするような要求等がなされることにより、建設事業を主力事業とする当社の経営方針や事業運営に重大な悪影響が及び、当社の持続的な成長又はその中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を阻害する可能性が生じかねないと考えられます。

以上のとおり、当社としては、このまま特定株主グループが当社株式等の大量買増しを続け、当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有するなど、当社の経営に対する影響力が一段と強まった場合には、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目的とした施策については、それがたとえ当社の中長期的な企業価値を向上させ、一般株主の皆様様の利益に資するものであったとしても、一般株主の皆様とは大きく異なる利害(ひいては自らの利益を極大化するための独自の要求施策)を有する特定株主グループの反対等により、実現が妨げられる懸念が現実に存在するものと考えられます。

当社は、2021年3月30日に、当社の企業価値の向上を目的として、取締役会の諮問機関として、全員が当社の独立社外取締役によって構成されている企業価値向上委員会(以下「特別委員会」といいます。)を設置しておりますが、当社取締役会は、以上の事情を踏まえ、同年5月14日に、特別委員会に対して、下記(2)のとおり諮問を行っております。その結果、同月12日(正式諮問前の準備会合)、14日、17日、18日、19日及び20日に開催された特別委員会で審議がなされ、同月20日付けで特別委員会から下記(2)記載の勧告がなされましたので、それを尊重して、同月20日付けで本要請を行った上、本株主総会において、本要請につき、当社の株主の皆様のご意思を確認することといたしました。

つきましては、今般、当社が、2021年5月20日付けで特定株主グループに対して本要請を行ったこと、即ち、特定株主グループによるこれ以上の株式買増しに反対し、(a)上記(i)から(iii)までに定める当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除きます。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを、2021年5月20日付けで特定株主グループに対して要請したことについて、株主の皆様のご承認及びご賛同をいただきたく存じます。

また、本議案については、上述いたしました、特定株主グループと一般株主の皆様との重大かつ構造的な利益相反の状況及び会社法831条1項3号の趣旨を勘案して、本議案との関係で特別の利害

関係を有する特定株主グループを、その承認可決要件の計算から除外して取り扱わせていただきます。また、当社取締役会は本要請を行った主体であって、本要請を承認すべきか否かの判断に関しては利害関係を有すること及び特定株主グループを承認可決要件の計算から除外することとの衡平性を確保すべきことに鑑み、当社の取締役、当社の取締役又はその配偶者若しくは親族が直接又は間接に実質的に支配する会社又は団体及び役員持株会、並びに当社の取締役の配偶者及び親族(以下「当社の取締役等」と総称します。)についても、承認可決要件の計算から除外して取り扱うこととします。以上より、本議案は、特定株主グループ及び当社の取締役等を除く、出席株主の議決権の過半数の賛同を以て承認可決されたものと取り扱わせていただきます。

なお、仮に上記の過半数の賛同によるご承認を得られなかった場合には、当社は、その時点をもって本要請を撤回いたします。

(2) 特別委員会に対する諮問及びその結果

当社は、2021年3月30日に、取締役会決議により、当社の業務執行を行う経営陣から独立している三野耕司氏(監査等委員である独立社外取締役)、菊池きよみ氏(監査等委員である独立社外取締役)及び池田純氏(監査等委員である独立社外取締役)を委員とする特別委員会を設置し、同年5月14日に下記の事項を諮問することを決定いたしました。

記

- ① 当社が、(I)当社の2021年6月開催予定の定時株主総会において、本要請を行うこと、即ち、当社取締役会において、特定株主グループによるこれ以上の株式買増しに反対し、(a)当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除く。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを、特定株主グループに対して要請することについて、株主の意思を確認すること、並びに、(II)株主の承認が得られなかった場合には本要請を撤回することを条件として、上記定時株主総会に先立つ2021年5月20日付けで本要請を行うことの是非
- ② 上記①に係る議案を当社の2021年6月開催予定の定時株主総会に上程する場合、その議案が承認可決されたものと取り扱うための要件を特定株主グループ及び当社の取締役等を除く出席株主の議決権の過半数の賛同が得られたこととするものの是非

特別委員会は、2021年5月12日(正式諮問前の準備会合)、14日、17日、18日、19日及び20日に合計6回開催され、当社取締役ないし取締役会との面談を実施するとともに、当社及び特定株主グループから独立したリーガル・アドバイザーとして特別委員会が独自に選任した北村康央弁護士

(北村・平賀法律事務所)の助言を受けながら、特定株主グループから受領した書簡、特定株主グループと当社との対話内容その他の情報、特別委員会や外部専門家において独自に収集した情報及び上記各面談結果等の分析・検討を行いました。

その結果、当社は、2021年5月20日、特別委員会より、下記のとおり勧告を受けております。なお、特別委員会の勧告の理由の概要につきましては、別紙(26頁以下)をご参照下さい。

記

- ① 当社が、(I)当社の2021年6月開催予定の定時株主総会において、本要請を行うこと、即ち、当社取締役会において、特定株主グループによるこれ以上の株式買増しに反対し、(a)当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除く。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを、特定株主グループに対して要請することについて、株主の意思を確認すること、並びに、(II)株主の承認が得られなかった場合には本要請を撤回することを条件として、上記定時株主総会に先立つ2021年5月20日付けで本要請を行うことは必要かつ合理的である。
- ② 上記①に係る議案を当社の2021年6月開催予定の定時株主総会に上程する場合、その議案が承認可決されたものと取り扱うための要件を、特定株主グループ及び当社の取締役等を除く出席株主の議決権の過半数の賛同が得られたこととするは適切である。

当社は、上記の勧告を受け、本議案を本株主総会に上程し、株主の皆様のご意思を確認することといたしました。

別紙

特別委員会の勧告の理由の概要

1. 特定株主グループは、市場における買増しを続け、2021年5月10日に提出された大量保有報告書の変更報告書によれば、共同保有関係にあるシティ、エスグラント、南青山不動産及び野村絢氏の当社株式等に係る株券等保有割合は、合計で22.84%に達している。かかる特定株主グループによる当社株式等の買増しの過程で、特定株主グループは、当社に対して、①同グループの株券等保有割合が2021年4月15日時点で30.08%（議決権保有割合で約33.08%）に達している大豊建設との間の経営統合等を含むM&A、及び②当社の所有する不動産の売却等を原資とする、最大で2000億円規模もの大規模な自社株買いを実施することを提案している。
2. 特定株主グループの提案に対する当社経営陣の評価の概要は以下のとおりであるが、本日時点で、当社から委員会に提供された情報・資料を前提にすれば、かかる当社経営陣の評価には合理性があると認められる。
 - ① 大豊建設とのM&Aに対する当社経営陣の評価
当社と大豊建設が仮に統合したとしても、コスト競争力の向上や新規の顧客獲得は見込めず、新しいサービスの提供にも繋げにくい上、入札機会が増加することにも繋がらないことから、当社と大豊建設との統合によるシナジーは見込みにくいと考えられ、当社の企業価値向上に資するものではないと考えられる。
 - ② 大規模な自社株買いに対する当社経営陣の評価
当社の保有不動産を一括売却することについては、そもそも売却に制約がある物件も多く含まれ、実現性に疑問がある上、当社の「循環型再投資モデル」と相容れない。また、2000億円の自社株買いを行うことは、当社の財務状況を著しく悪化させることとなり、事業継続不可能な状態に陥る等、当社の企業価値を大きく毀損するものと考えられる。
3. 当社と村上世彰氏らとの対話の中での発言内容に鑑みると、今後も特定株主グループが市場での買増し等を継続する等、当社株式等の追加の買増し等を行う可能性は極めて高く、これにより、特に特定株主グループによる当社株式等に係る株券等保有割合が25%を超えた場合には、特定株主グループが当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有することになるなど、特定株主グループの当社の経営に対する影響力が一段と強くなる高度の蓋然性がある。
4. 上記1.の提案内容から、特定株主グループは、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上及び一般株主の利益よりも、短期的な利益（投資回収）に主眼を置いているものと認められる。また、特定株主グループは、上記1.の提案に関し、自社株買いにつき特定株主グループのみが享受できる税務メリットを想定していること、また、大豊建設の株式を大量に保有していることから、特定株主グループと一般株主との間には重大な利益相反関係が存在している。今後、特定株主グループが当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有することとなる場合には、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目的とした施策（他社とのM&Aや資本業務提携等）について、

一般株主とは大きく異なる利害(ひいては自らの利益を極大化するための独自の要求施策)を有する特定株主グループの反対等により、実現が妨げられる懸念が現実存在するものと考えられる。

5. 上記に加え、特定株主グループの株式買増しは、建設事業を主力事業とする当社の経営方針や事業運営への悪影響を及ぼすこと、当社の主要な取引先若しくは潜在的取引先又は従業員等との関係においても悪影響が生ずるおそれもあることに加え、特定株主グループによる株式買増し後の投資回収が当社に与える悪影響等を総合的に考慮すれば、当該株式買増しは、当社の持続的な成長並びにその中長期的な企業価値の向上を妨げ、当社の株主共同の利益に重大な悪影響を与えるおそれがあると評価すべきである。
6. 以上の前提の下、**諮問事項1**については、特定株主グループによるこれ以上の株式買増しに反対し、特定株主グループの当社株式の保有割合を25%に制限する趣旨の本要請は、特定株主グループによる株式買増しによる上記悪影響をできるだけ回避・軽減するものとして合理性があると考えられるところ、特定株主グループ及び当社経営陣の意見が真っ向から対立している中、特定の株主による株式買集めにより、当社の持続的な成長及びその中長期的な企業価値又は株主共同の利益に悪影響が生じるか否かについては、最終的には、当社の利益の帰属主体であるその株主自身による判断を仰ぐことが必要と考えられる。そして、当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有するに至った後における当社の経営への関与方針を明らかにしない特定株主グループが株式買増しを続行することは、当社株主にとって強い強圧性を有するものであるから、本要請の是非につき、定時株主総会における議案として、当社株主に対して十分な情報に基づいて熟慮の上で判断する機会を付与すべきものといえる。また、特定株主グループによる株式買増しが極めて急速であることから、可及的速やかに本要請を行わないと上記株式買増しの悪影響が株主意思確認前に現実化してしまう可能性があること、2021年5月20日付けで本要請を行ったとしても、本要請から株主意思確認のための当社定時総会までの期間が1ヶ月強という短期間にとどまること等から、株主の承認が得られなかった場合には本要請を撤回することを条件に、本日付けで本要請を行うことは合理的と考えられる。
7. また、**諮問事項2**の承認可決要件については、株主の判断により株式買集めに反対されることとなる当該株式買集めの主体は、当該判断について株主一般の資格で影響を受けるのではなく、固有の利害関係の下で影響を受ける立場にあるため、一般論としても、上記判断主体には含めないことに合理性があることに加えて、本件では、特定株主グループと一般株主との間に重大な利益相反関係が存することにより、株式買増しにより当社の企業価値又は株主共同の利益に悪影響が生じるか否かの判断に際して、仮に特定株主グループを含めて承認可決要件を設定した場合には、特定株主グループは、自らにとっての固有の利益を優先して反対票を投じるものと解される結果、実質的には、(特定株主グループを除く)一般株主のうち反対票を投じる少数の者のみの意見によって当該判断が左右されることとなりかねず、当社の持続的な成長及びその中長期的な企業価値ないし株主共同の利益に悪影響が生じるか否かについての判断が適切になされることにはならないため、かかる重大な利益相反関係を有する特定株主グループを、当該議案の承認可決要件の計算から除外することが適切と考

える。他方で、当社取締役会は本要請を行った主体であることから、当社の取締役等全体についても、同様に、本議案の承認可決要件の計算から除外するのが衡平に適う。

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者並びに(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)及び当該特定の株主の弁護士、会計士その他のアドバイザーは、本議案においては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
3. 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」を意味するものとします。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第2条第2項で定める者を除きます。なお、共同保有者及び契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
7. 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
8. 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社の株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
9. 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めています。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい状況となりました。今後、各種政策の効果や海外経済の改善により持ち直していくことが期待されますが、国内外における感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

建設業界におきましては、政府建設投資は堅調に推移する一方、民間建設投資は感染症の影響等により、先行き不透明な状況が続くものと思われま。

このような状況の中、当社グループの連結業績は以下のとおりとなりました。

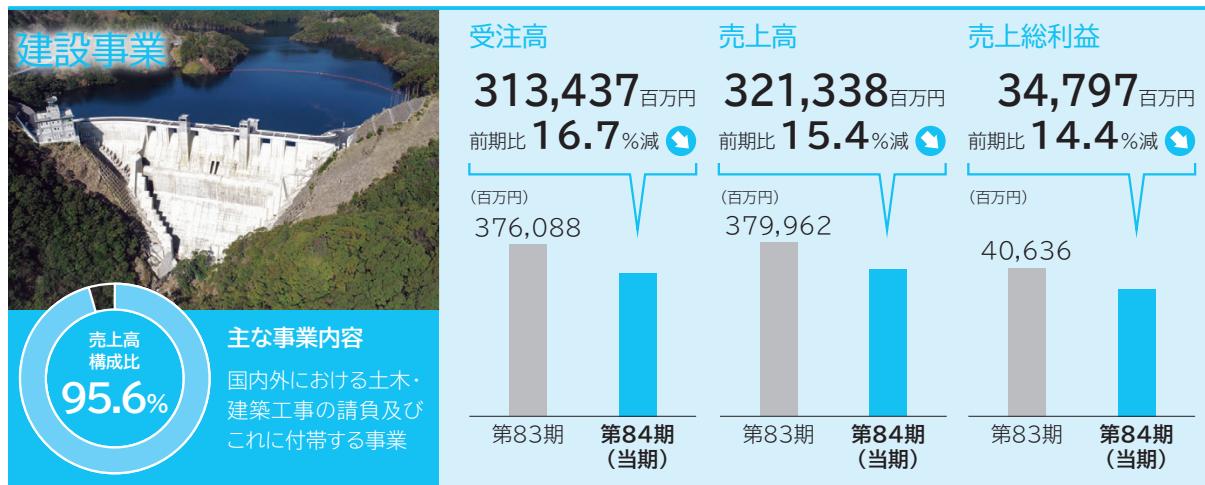
建設事業受注高は、主に国内建築工事及び海外工事が減少したことにより、前期比626億円減少(16.7%減)の3,134億円となりました。

売上高は、前期比553億円減少(14.1%減)の3,362億円となりました。営業利益は、国内土木工事及び海外工事において完成工事総利益が減少し、前期比43億円減少(17.2%減)の209億円となりました。経常利益は、前期比42億円減少(16.6%減)の215億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益を特別利益に計上しましたが、完成工事補償引当金繰入額や固定資産売却損、新型コロナウイルス感染症関連費用を特別損失に計上したこと等により、前期比15億円減少(8.3%減)の171億円となりました。

なお、完成工事補償引当金繰入額の内容は、弊社が2019年3月に完成させ、お引渡しをした東京都所在のマンションにおきまして、内装等に関する施工不備が判明し、瑕疵補修費用が発生することが確実となったため完成工事補償引当金90億円を計上したものです。施工者としての責任を痛感するとともに、当該マンションの所有者様、ご入居の皆様並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

売上高		営業利益	
第83期	第84期	第83期	第84期
391,621百万円	336,241百万円 前期比 14.1%減 	25,313百万円	20,950百万円 前期比 17.2%減 
経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
第83期	第84期	第83期	第84期
25,838百万円	21,561百万円 前期比 16.6%減 	18,721百万円	17,166百万円 前期比 8.3%減 

事業別の概況



建設事業：受注高

当社グループの建設事業の受注高は、前期比16.7%減の3,134億円となり、そのうち大半を占めている当社の受注高は、前期比13.5%減の3,122億円となりました。

当社の受注高を部門別に見ますと、土木部門は主に国内のトンネルや土地造成、ダムなどを中心に受注したことにより、前期比36.5%増の1,472億円となりました。建築部門は主に国内の物流施設や住宅施設、工場などを中心に受注しましたが、前期比34.8%減の1,649億円となりました。

発注者別では、官公庁工事が1,118億円(前期比23.7%増)、民間工事が2,004億円(前期比25.9%減)となりました。

主な受注工事

国土交通省関東地方整備局	横浜湘南道路トンネルその3工事
(株)大京・京阪電鉄不動産(株)・ミサワホーム北海道(株)	(仮称)札幌駅東PJ新築工事
三菱商事都市開発(株)・(株)サンケイビル	(仮称)南吹田物流施設計画
旭化成不動産レジデンス(株)	(仮称)品川プロジェクト新築工事
農林水産省東海農政局	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部)シールド工事

■ 建設事業:売上高/売上総利益

当社グループの建設事業の連結売上高は、前期比15.4%減の3,213億円となり、そのうち当社の建設事業の売上高は3,147億円(前期比14.3%減)となりました。

当社の売上高を部門別に見ますと、土木部門が1,253億円(前期比10.2%減)、建築部門が1,893億円(前期比16.8%減)となりました。

発注者別では、官公庁工事が1,076億円(前期比34.4%減)、民間工事が2,070億円(前期比1.9%増)となりました。

主な完成工事

国土交通省東北地方整備局	国道106号 川井地区トンネル工事
榛名特定目的会社	プロロジスパークつくば2プロジェクト
九州旅客鉄道(株)	(仮称)大阪南本町タワー新築他(その2)工事
名取市	名取市閑上地区 被災市街地復興土地区画整理事業 他
旭・板屋A-2地区市街地再開発組合	旭・板屋A-2地区第一種市街地再開発事業に係る施設建築物新築工事

この結果、当社の建設事業の次期繰越工事高は、前期末比0.5%減の5,357億円となりました。

また、当社グループの建設事業の売上総利益は、前期比14.4%減の347億円となりました。

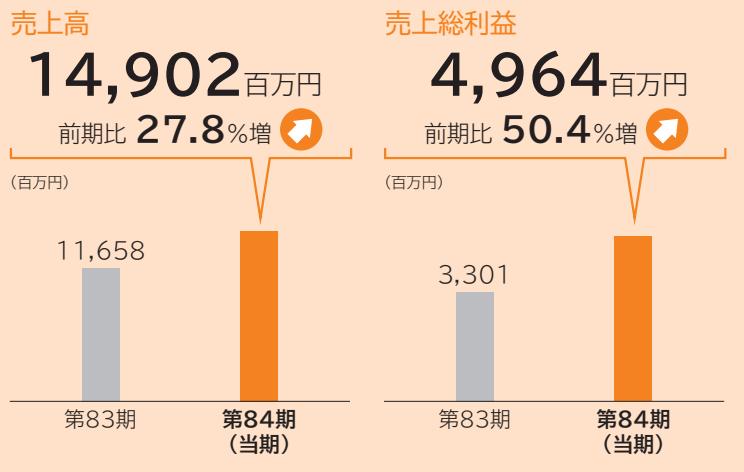
■ 建設事業:当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(百万円)

区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木	210,150	147,290	125,377	232,063
建築	328,044	164,987	189,343	303,688
計	538,194	312,277	314,720	535,752



プロロジスパークつくば2プロジェクト



当社グループの不動産事業等は、主に保有不動産の販売及び賃貸収入により構成されております。

当社グループの不動産事業等の連結売上高は、主に賃貸収入の増加により、前期比27.8%増の149億円となりました。また、当社グループの不動産事業等の売上総利益は、前期比50.4%増の49億円となりました。



旭・板屋A-2地区
第一種市街地再開発事業



慶應義塾大学
湘南藤沢国際学生寮計画

2. 資金調達の状況

2020年7月20日に第9回無担保社債(3年債)150億円及び第10回無担保社債(5年債)150億円を発行いたしました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は185億円であり、主に賃貸事業用の土地・建物の取得及び自社開発物件の建設費等であります。

4. 財産及び損益の状況の推移

■ 当社グループの財産及び損益の状況

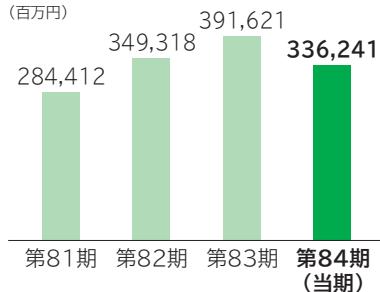
(百万円)

区分	第81期 (2017年度)	第82期 (2018年度)	第83期 (2019年度)	第84期 (2020年度) (当期)
建設事業受注高	380,378	348,045	376,088	313,437
売上高	284,412	349,318	391,621	336,241
経常利益	23,548	25,985	25,838	21,561
親会社株主に帰属する当期純利益	16,914	18,784	18,721	17,166
1株当たり当期純利益	308.52円	343.39円	342.24円	313.83円
総資産	381,355	466,327	497,045	472,440
純資産	185,219	199,331	199,287	207,537

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
 2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式併合が第81期の期首に行われたと仮定して算定しております。
 3. 第82期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、第81期につきましては遡及処理後の数値を記載しております。

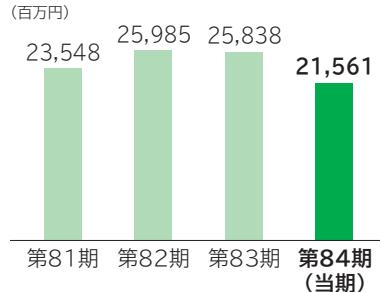
売上高

(百万円)



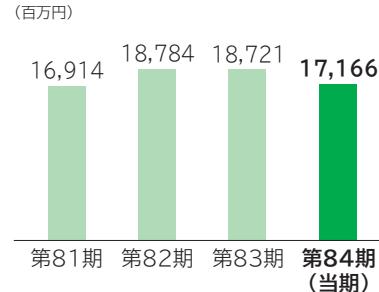
経常利益

(百万円)



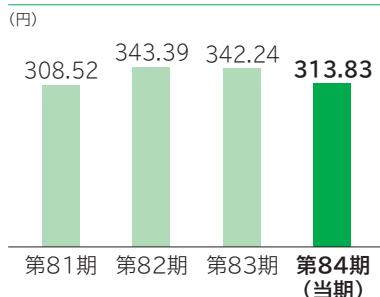
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



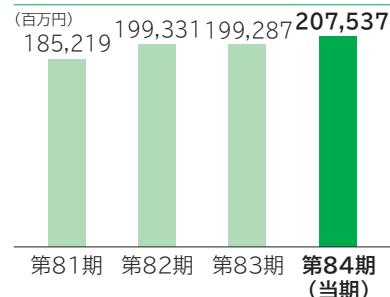
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



当社の財産及び損益の状況

(百万円)

区分	第81期 (2017年度)	第82期 (2018年度)	第83期 (2019年度)	第84期 (2020年度) (当期)
建設事業受注高	369,971	340,302	361,013	312,277
売上高	276,156	336,853	377,166	328,252
経常利益	23,576	25,643	25,945	23,067
当期純利益	17,126	18,625	19,142	18,086
1株当たり当期純利益	312.39円	340.48円	349.94円	330.64円
総資産	369,265	452,213	483,112	464,220
純資産	178,403	192,844	193,587	203,230

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式併合が第81期の期首に行われたと仮定して算定しております。

3. 第82期より『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、第81期につきましては遡及処理後の数値を記載しております。

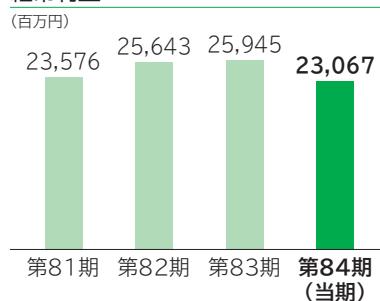
売上高

(百万円)



経常利益

(百万円)



当期純利益

(百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



5. 対処すべき課題

（中期経営計画について）

わたしたちを取り巻く社会・環境は、地球温暖化や自然災害の増加、多様性の受容や生産年齢人口の減少、デジタル社会への移行に見られるように、急激に変化しております。

当社は、企業理念「安心して暮らせる持続可能な社会・環境づくり」を実践し、変わりゆくニーズに 대응していくために、長期ビジョン「西松-Vision2027」を2018年に策定し、「新しい価値をつくる総合力企業」への変革を進めております。

2018年度からの3年間は、「西松-Vision2027」のファーストステップ「中期経営計画2020」に基づき、「総合力企業の基盤構築期」として、各事業への成長投資を進め、建設事業の進化、開発・不動産事業と新規事業の成長による事業領域の拡大を進めてまいりました。

業績を振り返りますと、2018年度と2019年度は、堅調な建設投資を追い風に売上高・営業利益ともに計画を上回って推移したものの、2020年度は建設事業での工事の採算悪化や完成工事高の一時的な落ち込みにより目標に達しませんでした。ROEは、3年連続で目標の8%以上となり、配当についても、3年間継続して連結配当性向30%以上かつ1株当たり年間配当額105円の安定した配当を実施いたしました。

これらの現状認識のもと、当社グループは、本年5月に「中期経営計画2023」を策定いたしました。

本計画では、「総合力企業への変革期」として、これまでの3年間で構築した基盤を基に、効率的な成長投資を続け、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

<中期経営計画2023 基本方針>

- ・ 成長してきた各事業を有機的に連携させ、ニーズに合わせた多様なサービスを提供
- ・ 環境・エネルギー事業を中心として、脱炭素社会実現への取り組みを本格化
- ・ 異業種のパートナー企業との協業により、企業価値を向上
- ・ 健全な財務体質を維持しつつ、資本効率の高い成長投資により企業価値向上を目指し、骨太な株主還元を実施

<中期経営計画2023 事業戦略>

- ・ 国内土木事業：大型官庁工事を中心とした事業を堅持しながら、トンネルの自動化技術により生産性を向上させ、成長分野のリニューアル工事と民間工事へ経営資源を配分することで事業を拡大
- ・ 国内建築事業：物流施設・市街地再開発事業の設計施工に注力し、BIMを活用した施工効率の向上、コスト低減により競争優位を実現
- ・ 海外土木事業：豊富な施工実績と技術力を活かして、トンネルを中心とする交通インフラのODAに注力
- ・ 海外建築事業：ビル案件の実績を積み、ローカル・外資系顧客との取引を拡大
- ・ 開発・不動産事業：成長分野に重点を置いたアセット戦略に基づく積極投資を行うとともに、「循環型再投資モデル」へ進化
建設事業との協働によりグループ収益を拡大
- ・ 環境・エネルギー事業：「環境」課題の解決に向け、再生可能エネルギー事業、インフラ関連サービス事業へ注力

【経営計画】

指標		2020年度実績	2023年度目標
資本効率	ROE	8.5%	12%以上
健全性	自己資本比率	43.6%	40%程度
	D/Eレシオ	0.6倍	0.8倍
株主還元	連結配当性向	33.5%	継続的に70%以上
	自己株式の取得	—	3年間で200億円以上
連結売上高		3,362億円	4,000億円
連結営業利益		209億円	320億円

【成長投資】

投資分野	中期経営計画2020 (2018年度~2020年度) 実績	中期経営計画2023 (2021年度~2023年度) 計画
建設事業	60億円	100億円
開発・不動産事業	520億円	510億円
環境・エネルギー事業	15億円	70億円
人財	25億円	30億円
合計	620億円	710億円

(当社施工マンションにおける施工不備について)

「企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過及びその成果」に記載のマンション内装等に関する施工不備の原因につきましては、現在精査中ですが、品質管理上の確認業務が不十分であったことが原因と考えております。

当社は、当該マンションの所有者様、ご入居の皆様、施主様と相談しながら、早期に補修工事を行う準備を進めております。また本件の補修工事に伴う、所有者様並びにご入居の皆様へのご不便とご迷惑を最小限にすべく、施主様とともに誠心誠意対応してまいります。

今後、施工品質の更なる向上を図るべく、教育の徹底と管理体制を一層強化し、再発防止を図ってまいります。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
西松地所株式会社	100百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理
泰国西松建設株式会社	20,000千タイバーツ	49.0%	建設事業
西松ベトナム有限会社	1,000千米ドル	100.0%	建設事業
西松リアルエステート・デベロップメント(アジア)社	60,290千米ドル	100.0%	開発・不動産事業等

(注) 1. 泰国西松建設株式会社に対する出資比率は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。
2. 当社の連結子会社は、上記の子会社を含めて10社であります。

7. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、建設事業及び不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業の許可(国土交通大臣許可(特-28)第1100号)を受け、土木工事業、建築工事業及びこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法第3条第1項の規定により宅地建物取引業者の免許(国土交通大臣(13)第1743号)を取得し、不動産に関する事業を行っております。

8. 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)

当社

本社：東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

支社・支店：北日本支社（仙台市） 札幌支店（札幌市）
 関東土木支社（東京都港区） 北陸支店（新潟市）
 関東建築支社（東京都港区）
 西日本支社（大阪市） 中部支店（名古屋市） 中国支店（広島市） 四国支店（高松市）
 九州支社（福岡市） 沖縄支店（那覇市）

海外営業所：シンガポール営業所 バトナム営業所 マレーシア営業所 ヤンゴン営業所 香港営業所

技術研究所：東京オフィス（東京都港区） 愛川オフィス（神奈川県愛甲郡愛川町）

重要な子会社

西松地所株式会社（東京都港区）

泰国西松建設株式会社（タイ）

西松ベトナム有限会社（ベトナム）

西松リアルエステート・デベロップメント(アジア)社（シンガポール）

9. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
3,060名	55名増

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,762名	78名増	44.4歳	18.0年

(注) 従業員数は就業人員数であり、出向者を除いて記載しております。

10. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

(百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	12,000
株式会社三井住友銀行	8,850
株式会社りそな銀行	4,858
農林中央金庫	2,500
株式会社肥後銀行	2,000

(注) 借入残高上位5社の金融機関を記載しております。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

160,000,000株

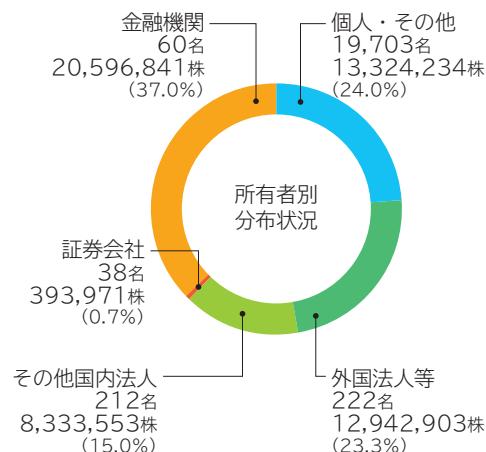
2. 発行済株式の総数

55,591,502株 (自己株式890,792株を含む)

3. 株主数

20,235名 (前期末比198名減)

4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社シティインデックスイレブンス	5,438	9.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,859	8.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,679	8.55
NOMURA AYA	4,600	8.41
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	2,144	3.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,102	2.02
明治安田生命保険相互会社	915	1.67
西松建設持株会	805	1.47
株式会社エスグラントコーポレーション	796	1.46
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	718	1.31

(注) 1. 当社は自己株式890,792株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 瀬 伸 利	執行役員社長
代表取締役	一 色 眞 人	執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境品質本部長・新規事業担当
取締役	河 埜 祐 一	専務執行役員 管理本部長・IR担当
取締役	澤 井 良 之	専務執行役員 開発・不動産事業本部長
取締役	濱 田 一 豊	常務執行役員 建築事業本部長
取締役 (常勤監査等委員)	矢 口 弘	
社外取締役 (監査等委員)	三 野 耕 司	株式会社ジャレック 監査役 株式会社東京テレマーケティング 監査役 学校法人共立育英会 理事
社外取締役 (監査等委員)	菊 池 きよみ	TMI総合法律事務所 パートナー弁護士 ニッセイアセットマネジメント株式会社 社外監査役 ジェコス株式会社 社外監査役 株式会社三菱ケミカルホールディングス 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	池 田 純	ソーダニッカ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 三野耕司、菊池きよみ及び池田純の各氏は、社外取締役であります。
2. 三野耕司、菊池きよみ及び池田純の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 三野耕司氏は、長年にわたり株式会社日本政策投資銀行における業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 矢口弘氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定する理由は、日常的な情報収集、社内的重要会議への出席、内部監査部門との密接な連携などにより、監査等委員会の監査の実効性を確保するためであります。
5. 濱田一豊氏は、2020年6月26日開催の第83期定時株主総会において新たに選任され、取締役（監査等委員である者を除く。）に就任いたしました。
6. 矢口弘氏は、2020年6月26日開催の第83期定時株主総会において新たに選任され、監査等委員である取締役に就任いたしました。
7. 近藤晴貞、前田亮、林謙介の各氏は、2020年6月26日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員である者を除く。）を退任いたしました。
8. 水口宇市氏は、2020年6月26日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役に退任いたしました。

(ご参考)2021年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。(※印は取締役兼務者)

役名	氏名				職名
※ 執行役員社長	高	瀬	伸	利	人財戦略室長
※ 執行役員副社長	一	色	眞	人	土木事業本部長 兼 安全環境品質本部長・環境・エネルギー事業担当
※ 執行役員副社長	河	埜	祐	一	管理本部長 兼 人財戦略室副室長・IR担当
※ 専務執行役員	澤	井	良	之	開発・不動産事業本部長
※ 常務執行役員	濱	田	一	豊	建築事業本部長
常務執行役員	酒	井	祥	三	西日本支社長
常務執行役員	洪	井		修	社長室長 兼 人財戦略室副室長
執行役員	井	上	貴	文	建築事業本部副本部長 兼 開発・不動産事業本部副本部長
執行役員	白	石		明	中部支店長
執行役員	吉	田	卓	生	九州支社長
執行役員	仲	野	義	邦	国際事業本部長 兼 土木統括部長 兼 シンガポール営業所長
執行役員	黒	田	隆	司	関東建築支社長
執行役員	松	友		登	土木事業本部副本部長
執行役員	細	川	雅	一	環境・エネルギー事業統括部長
執行役員	濱	崎	伸	介	北日本支社長
執行役員	木	村	博	規	土木事業本部副本部長
執行役員	難	波	正	和	関東土木支社長
執行役員	木	村	雅	哉	土木事業本部副本部長
執行役員	橋	佐古	敬	次	建築事業本部副本部長 兼 建築部長
執行役員	成	田	和	俊	建築事業本部副本部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 矢口弘、三野耕司、菊池きよみ及び池田純の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者などから被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役、執行役員、退任役員及び管理職従業員（支社長、支店長）であり、保険料は全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

1 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (非金銭報酬)	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く）	8名	220百万円	—	—	220百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 (3名)	41百万円 (25百万円)	—	—	41百万円 (25百万円)
合計 （うち社外取締役）	13名 (3名)	262百万円 (25百万円)	—	—	262百万円 (25百万円)

(注) 取締役（監査等委員を除く）の報酬のうち、役員持株会に拠出された金額は合計17百万円であります。

2 業績連動報酬等に関する事項

当事業年度において業績連動報酬等は支給していません。

3 非金銭報酬等の内容

当事業年度において非金銭報酬等は支給していません。

4 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額360百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は7名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

5 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資する報酬制度を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下「決定方針」といいます。)について、2018年8月31日、同年9月28日及び同年10月30日開催の取締役会で審議したうえで、同年11月30日開催の取締役会において決議いたしました。

②決定方針の内容の概要

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は基本報酬(月額報酬)のみとし、会社の業績見込み、従業員の給与水準及び世間相場等を勘案して算定します。また、株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資するとの観点から、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬の一部を役員持株会に拠出すべき報酬として支給します。これらの方針に基づき取締役社長が作成した原案を報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員以外の取締役の報酬及び世間相場等を勘案して監査等委員である取締役全員の協議により決定します。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

6 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役 (監査等委員)	三野 耕司	株式会社ジャレック 監査役 株式会社東京テレマーケティング 監査役 学校法人共立育英会 理事
	菊池 きよみ	TMI総合法律事務所 パートナー弁護士 ニッセイアセットマネジメント株式会社 社外監査役 ジェコス株式会社 社外監査役 株式会社三菱ケミカルホールディングス 社外取締役
	池田 純	ソーダニッカ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 菊池きよみ氏が社外監査役を務めるジェコス株式会社と当社との間で重仮設材リース等の取引関係がありますが、当連結会計年度における取引金額は双方の連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。
2. 上記1.の他に、各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	三野 耕司	当事業年度の取締役会には開催された16回全てに出席し、監査等委員会には開催された16回全てに出席しております。 金融機関における豊富な経験とこれまでに培われた幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、当社取締役会の任意の諮問機関である指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員を務め、指名・報酬に係る意思決定プロセスの透明性を高めること等に貢献しております。
	菊池 きよみ	当事業年度の取締役会には開催された16回全てに出席し、監査等委員会には開催された16回全てに出席しております。 弁護士としての専門的知識と金融機関における勤務など豊富な経験を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、法務・ガバナンス等に関して有益な助言・提言を行っております。 また、当社取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員を務め、指名・報酬に係る意思決定プロセスの透明性を高めること等に貢献しております。
	池田 純	当事業年度の取締役会には開催された16回全てに出席し、監査等委員会には開催された16回全てに出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関してグローバルな視点から有益な助言・提言を行っております。 また、当社取締役会の任意の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、指名・報酬に係る意思決定プロセスの透明性を高めること等に貢献しております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

59百万円

2 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、1の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況及び過去の報酬等の推移を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行いました。その結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 子会社である泰国西松建設株式会社、西松ベトナム有限会社及び西松リアルエステート・デベロップメント(アジア)社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の規模、陣容及び職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制等を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選任基準としております。この選任基準に照らし適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任について、株主総会に提出する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その理由等を報告いたします。

招集し通知

株主総会参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	275,273	流動負債	191,127
現金預金	43,769	支払手形・工事未払金等	56,305
受取手形・完成工事未収入金等	203,082	短期借入金	35,039
販売用不動産	2,543	コマーシャル・ペーパー	20,000
未成工事支出金	6,373	未払法人税等	7,968
不動産事業等支出金	4,794	未成工事受入金	18,703
材料貯蔵品	670	完成工事補償引当金	9,815
立替金	9,306	賞与引当金	2,894
その他	4,897	工事損失引当金	1,488
貸倒引当金	△163	不動産事業等損失引当金	28
		預り金	34,306
		その他	4,579
固定資産	197,166	固定負債	73,775
有形固定資産	141,636	社債	60,000
建物・構築物	52,473	繰延税金負債	301
機械・運搬具及び工具器具備品	1,180	環境対策引当金	2
土地	83,759	退職給付に係る負債	6,340
リース資産	68	資産除去債務	636
建設仮勘定	4,155	その他	6,494
無形固定資産	1,189	負債合計	264,903
投資その他の資産	54,340	純資産の部	
投資有価証券	44,641	株主資本	196,158
長期貸付金	599	資本金	23,513
退職給付に係る資産	961	資本剰余金	20,780
繰延税金資産	3,314	利益剰余金	154,041
その他	4,905	自己株式	△2,177
貸倒引当金	△80	その他の包括利益累計額	9,824
資産合計	472,440	その他有価証券評価差額金	10,627
		為替換算調整勘定	△296
		退職給付に係る調整累計額	△506
		非支配株主持分	1,554
		純資産合計	207,537
		負債純資産合計	472,440

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	321,338	
不動産事業等売上高	14,902	336,241
売上原価		
完成工事原価	286,541	
不動産事業等売上原価	9,938	296,479
売上総利益		
完成工事総利益	34,797	
不動産事業等総利益	4,964	39,761
販売費及び一般管理費		18,810
営業利益		20,950
営業外収益		
受取利息	62	
受取配当金	932	
貸倒引当金戻入額	5	
匿名組合投資利益	54	
その他	461	1,516
営業外費用		
支払利息	443	
為替差損	91	
資金調達費用	168	
その他	201	905
経常利益		21,561
特別利益		
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	15,242	
環境対策引当金戻入額	66	15,320
特別損失		
固定資産売却損	1,948	
固定資産除却損	54	
減損損失	280	
投資有価証券売却損	443	
投資有価証券評価損	53	
本社移転費用	112	
感染症関連費用	684	
完成工事補償引当金繰入額	9,049	
その他	256	12,883
税金等調整前当期純利益		23,998
法人税、住民税及び事業税	10,031	
法人税等調整額	△2,475	7,556
当期純利益		16,442
非支配株主に帰属する当期純利益		△724
親会社株主に帰属する当期純利益		17,166

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	265,182
現金預金	34,965
受取手形	4,479
完成工事未収入金	197,969
販売用不動産	2,543
未成工事支出金	6,370
不動産事業等支出金	4,794
材料貯蔵品	665
短期貸付金	337
立替金	9,387
その他	3,833
貸倒引当金	△163
固定資産	199,037
有形固定資産	133,118
建物・構築物	49,945
機械・運搬具	729
工具器具・備品	384
土地	77,836
リース資産	68
建設仮勘定	4,155
無形固定資産	1,082
投資その他の資産	64,835
投資有価証券	41,711
関係会社株式	8,802
関係会社出資金	4,765
長期貸付金	831
長期前払費用	19
前払年金費用	1,253
繰延税金資産	2,977
その他	4,555
貸倒引当金	△80
資産合計	464,220

負債の部	
科目	金額
流動負債	188,694
支払手形	1,362
電子記録債務	17,311
工事未払金	36,062
短期借入金	35,039
コマーシャル・ペーパー	20,000
リース債務	23
未払法人税等	7,921
未成工事受入金	18,645
預り金	34,077
完成工事補償引当金	9,815
賞与引当金	2,811
工事損失引当金	1,488
不動産事業等損失引当金	28
その他	4,106
固定負債	72,295
社債	60,000
リース債務	50
退職給付引当金	5,694
環境対策引当金	2
資産除去債務	607
その他	5,939
負債合計	260,989
純資産の部	
株主資本	192,791
資本金	23,513
資本剰余金	20,780
資本準備金	20,780
その他資本剰余金	0
利益剰余金	150,674
利益準備金	5,878
その他利益剰余金	
買換資産圧縮積立金	866
別途積立金	121,475
繰越利益剰余金	22,454
自己株式	△2,177
評価・換算差額等	10,439
その他有価証券評価差額金	10,439
純資産合計	203,230
負債純資産合計	464,220

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	314,720	
不動産事業等売上高	13,532	328,252
売上原価		
完成工事原価	281,189	
不動産事業等売上原価	8,929	290,118
売上総利益		
完成工事総利益	33,530	
不動産事業等総利益	4,603	38,134
販売費及び一般管理費		17,867
営業利益		20,266
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,107	
貸倒引当金戻入額	5	
匿名組合投資利益	54	
その他	449	3,617
営業外費用		
支払利息	249	
社債利息	193	
資金調達費用	168	
為替差損	12	
その他	191	816
経常利益		23,067
特別利益		
固定資産売却益	209	
投資有価証券売却益	15,242	
環境対策引当金戻入額	66	15,518
特別損失		
固定資産売却損	1,987	
固定資産除却損	54	
減損損失	280	
投資有価証券売却損	443	
投資有価証券評価損	53	
本社移転費用	112	
感染症関連費用	684	
完成工事補償引当金繰入額	9,049	
その他	256	12,922
税引前当期純利益		25,662
法人税、住民税及び事業税	9,914	
法人税等調整額	△2,337	7,576
当期純利益		18,086

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

西松建設株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之 ㊤
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 新 島 敏 也 ㊤
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西松建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西松建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

西松建設株式会社
取締役会 御中仰星監査法人
東京事務所指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之 ㊞
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 新 島 敏 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西松建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社、支店及び主要な作業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を確認しました。
- ② 会計監査人より事前に監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

西松建設株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 矢口 弘 ㊟

監査等委員 三野 耕司 ㊟

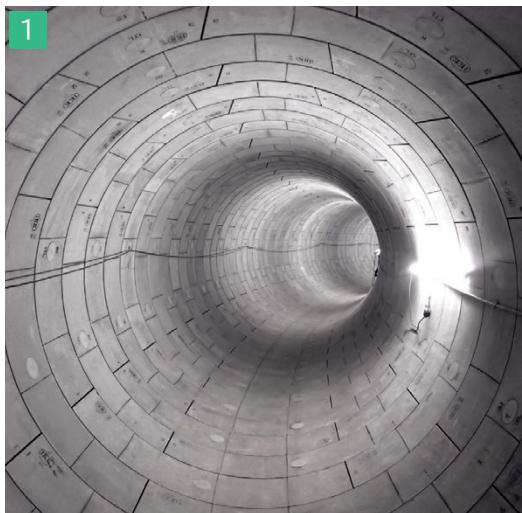
監査等委員 菊池 きよみ ㊟

監査等委員 池田 純 ㊟

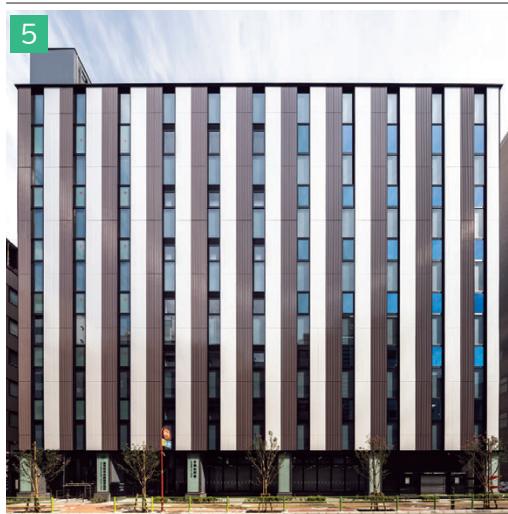
(注) 監査等委員 三野耕司、菊池きよみ及び池田純は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

主な完成工事



1 坂井輪排水区坂井輪雨水1号幹線下水道工事(新潟県)発注者:新潟市 / 2 ゆりあげ 名取市閉上地区 被災市街地復興土地区画整理事業 他(宮城県)発注者:名取市 / 3 (仮称)株式会社加藤製作所 東大井計画新築工事(東京都)発注者:株式会社加藤製作所 / 4 HOYA ラオスMD工場新築工事(ラオス人民民主共和国)発注者:HOYAラオス株式会社



5 京橋税務署・中央都税事務所(16)建築その他工事(東京都)発注者:国土交通省関東地方整備局 / 6 柳川市民文化会館 水都やながわ(福岡県)発注者:柳川市 / 7 23年災長面漁港海岸保全施設災害復旧(その2)工事(宮城県)発注者:石巻市 / 8 (仮称)港区虎ノ門3丁目計画 新築工事(東京都)発注者:東急不動産株式会社・リストデバロップメント株式会社

TOPICS — トピックス —

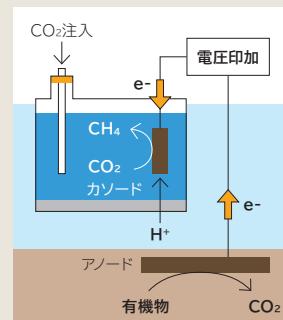
環境への取り組み

微生物燃料電池を応用したCO₂変換セルによるメタン生成に成功

当社は、群馬大学大学院（理工学府 環境創生部門 渡邊教授・窪田助教）と共同で、微生物燃料電池（Microbial Fuel Cells、以下MFC）を応用したCO₂変換セルによるメタン生成に成功しました。

MFCは、例えば底質中の発電菌によるヘドロなどの浄化作用で生じた電気を底質中に設置したアノード（負極）を経由して、水中に設置したカソード（正極）上で水に溶け込んでいる酸素と反応することで発電する技術としても利用されています。

2020年度、このMFC方式で構築した発電菌を付着させたアノード部と、電気を受け取ってCO₂からメタンを生成する菌を付着させたカソード槽を組み合わせたCO₂変換セルを試作し、構築したアノードの発電菌によって発生させた電気を利用し、外部から供給したCO₂の一部をメタンに変えたことを確認しました。CO₂をメタンなどの有用物質に変換し、例えば有用物質使用後に排出されるCO₂を原料として循環利用できるカーボンリサイクル技術として活用できます。

底質浄化型CO₂変換セル

※ 近年、多量に排出されるCO₂の有効利用に関する技術開発が進められており、化学触媒を利用して有用化学物質に変換する方法が知られている一方で、その利用には多くのエネルギーや触媒コストが必要となることも課題となっています。低コストかつ利用時間帯や外部エネルギーの供給などの制限をより最小化できるCO₂変換技術が望まれています。

建設機械のCO₂排出量データの自動取得に向けて

当社は現在、建設機械の稼働（燃料使用）に伴うCO₂排出量データを自動で取得する為の実証実験を進めています。振動を検知するセンサを建設機械に設置し、建設機械の稼働時間を把握する事で、CO₂排出量をリアルタイムで算出しようというものです。2020年度は当社施工中の山岳トンネル工事にて検証を行いました。今後はシステムの改良を進め、全国の現場でのデータ自動取得を目指します。



現場内の建設機械に設置したセンサ

建設機械の稼働状況とCO₂排出状況を確認するPC画面

CDPの環境評価で「A-」を獲得



本年1月14日、当社は環境評価を行う国際的な非営利組織であるCDP（本部：ロンドン）から、活動領域「気候変動」において2020スコア「A-」の認定を昨年に引き続き獲得しました。これは当社が気候変動対策において適切な情報開示と優れた活動を行っている企業と認められたものです。



CDPの環境評価は、企業の気候変動対策に係る重要指標としてESG投資家が世界で最も参照しているデータの1つであり、機関投資家515社（運用資産総額106兆米ドル（2021年1月現在））がCDPIに賛同しています。

現在、CDPIは「気候変動」「水セキュリティ」「フォレスト（森林）」の3つを活動領域として定め、それぞれの分野について、質問書に回答した企業に対し、A、A-、B、B-、C、C-、D、D-の8段階で評価しています。

当社は引き続き、適切な情報開示やCO₂排出量削減活動、環境保全活動に努めてまいります。

リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰「会長賞」



近畿建設リサイクル表彰「優秀賞」を受賞

当社は2020年度のリデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰において4件の「会長賞」、近畿建設リサイクル表彰において1件の「優秀賞」を受賞しました。

🏆 3R推進功労者等表彰「会長賞」

北日本支社 酒田建築出張所

市街地再開発事業における資源循環戦略一古紙を用いた泥土改良工法による杭泥土の有効利用

関東建築支社 つくば東工事事務所

大型物流施設建設工事における環境負荷低減に向けた3R活動

西日本支社 北幹南福井出張所

「3R」で進める「地方創生」（北陸新幹線・高架新設工事における環境負荷低減に対する取組み）

九州支社 立野ダムJV工事事務所

廃食油のリサイクルによる「廃棄物の削減とCO₂の削減」で地域に貢献！

🏆 近畿建設リサイクル表彰「優秀賞」

西日本支社 北幹南福井出張所

「3R」で進める「地方創生」（北陸新幹線・高架新設工事における環境負荷低減に対する取組み）



3R推進功労者等表彰式

当社は引き続き、全社をあげて3R活動を推進し、廃棄物ゼロエミッションを目指してまいります。



詳細につきましては、当社ウェブサイト「環境への取り組み」のページをご覧ください。

西松 環境への取り組み



▶ <https://www.nishimatsu.co.jp/csr/environment/>

TOPICS — トピックス —

技術&ソリューション

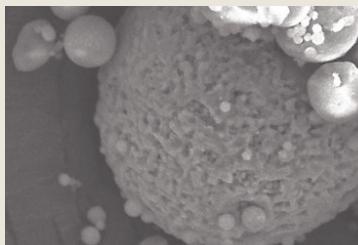
気候変動アクション環境大臣表彰を受賞



当社が進めている「発電由来燃焼灰の改質による超低環境負荷型コンクリート製品の実現」に向けた取り組みが、令和2年度気候変動アクション環境大臣表彰（環境省主催）「開発・製品化部門（緩和分野）」の環境大臣表彰を受賞しました。気候変動アクション環境大臣表彰は、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関し顕著な功績のあった個人又は団体（自治体、企業、NPO/NGO、学校等。共同実施も含む。）に対し、その功績をたたえるため、環境大臣が表彰を行うものです。

当社は、北九州市立大学高巣・陶山研究室、九州工業大学合田研究室、日本アイリッヒ株式会社及び株式会社クレハと共同で、産業廃棄物として排出された発電由来燃焼灰を未燃炭素除去と粒度調整により高品位に改質できる独自の浮遊選鉱装置を開発し、改質燃焼灰を大量使用したセメントフリーなジオポリマーコンクリート二次製品の製造を可能にしました。本技術は、産業廃棄物を積極的に使用することにより資源循環を促進できるとともに、従来のコンクリート製品よりCO₂排出量を50%削減できるため、建設材料分野における気候変動抑制に貢献するものであります。

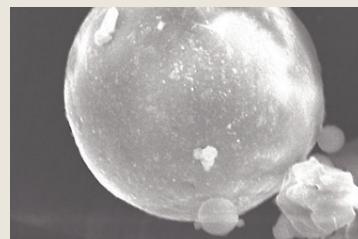
当社は、エコ・ファースト企業として2030年度にCO₂排出ネットゼロにチャレンジしています。今後も、CO₂排出ネットゼロに向け、本技術のような環境に優しい技術開発を積極的に進めてまいります。



▲ 改質前の発電由来燃焼灰



▲ ジオポリマー製のブロック



▲ 改質後の発電由来燃焼灰

健康経営

「健康経営優良法人2021（ホワイト500）」に4年連続認定

当社は、経済産業省と日本健康会議が共同で主催する「健康経営優良法人2021（ホワイト500）」に4年連続で認定されました。

当社は、「社員をはじめ、当社に関わり働くすべての方々とその家族が、健康で充実した生活を送り、一人ひとりが遺憾なく能力を発揮でき、働く誇りを持てる職場を実現します」という健康経営宣言のもと、健康施策の拡充や職場環境の整備を進めております。

その一環として、社員とその配偶者の人間ドック受診費用に対し補助金を支給する制度や、アプリを利用した定期的なウォーキングイベントの開催など、様々な取り組みを行うことで社員の健康管理意識の醸成を図ってまいりました。

今後は、更に産業保健体制を強化し、個々の社員の身体と心の健康に直接関与する施策を講じることにより、なお一層、健康経営を推進してまいります。

当社は健康経営のトップランナーとして、これからも社員とその家族が、健康で働きがいのある魅力あふれる会社であり続けるように、努力邁進してまいります。

（健康経営優良法人認定制度について）

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営（※）を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。（※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。）



株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 TEL(03)3502-0232

虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階



会場
虎ノ門ヒルズ
ビジネスタワー
7階

※入館受付場所は1階オフィスロビーの**入場ゲート前**でございます。



最寄り駅のご案内

東京
メトロ

■ 日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅
■ 銀座線 虎ノ門駅

B3出口直結
(北千住方面からお越しの方)
A2出口 徒歩約5分
(中目黒方面からお越しの方)

B4出口直結

その他ご来場いただける駅

東京メトロ ■ 千代田線 霞ヶ関駅 C2出口 徒歩約6分
都営地下鉄 ■ 三田線 内幸町駅 A3出口 徒歩約7分

◆ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。
予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

